



JSG ニュースレター

<Tax>

コロナによる影響を受けた営利事業について、 一定の条件に該当する場合、 2022 年度の間納税申告が免除

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2022 年 8 月 10 日付で解釈通達を公表し、営利事業が重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の影響を受け、「重度の特殊感染性肺炎予防と負担軽減の促進に関する特別条例（中国語：嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例）」の施行期間において、以下の状況に該当する場合、2022 年度の営利事業所得税の中間納税申告を免除する、としました。ポイントは以下のとおりです。

■ 適用対象（以下のいずれかの状況に該当する場合）

- ✓ 中央目的事業主管機関が、当該特別条例第9条第三項による法的委任を受け、制定した弁法に基づき各支援措置を提供している場合。
- ✓ 上記以外に、感染拡大により、短期間に営業収入が大幅に減少した場合。例えば、2020年1月以降の任意の連続する2か月の平均営業収入または任意の1か月の営業収入が2019年12月以前の6か月間または2018年以降の任意の1年間における同期間の平均営業収入と比較して、15%以上減少している、またはその他の営業収入の急減等。

■ 申請期間

- ✓ 2022 年度の営利事業所得税の中間納税申告期間内（12 月決算の場合は 2022 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで、特殊会計年度の採用会社は該当する申告期間、例えば 3 月決算の場合、2022 年 12 月 1 日から 12 月 31 日まで）に [申請書](#) および関連証明書類を所轄の税務当局に提出し、中間納税申告の免除を申請する。

■ 申請免除対象（以下のいずれかに該当する場合）

- ✓ 財政部による 2020 年 7 月 31 日付解釈通達または 2021 年 8 月 6 日付解釈通達に基づき、すでに 2020 年度または 2021 年度の営利事業所得税の中間納税申告手続きが免除となっている場合。
- ✓ 2022 年度の中間納税申告期間の開始までに、感染拡大の影響等で、規定に基づき、営利事業所得税、営業税、貨物税、酒・たばこ税、特殊貨物および労務税の各税額について、すでに所轄の税務当局から納税猶予または分割納付の承認を得ている場合、または営業税の還付について承認を得ている場合。

勤業衆信の見解

- ・ 上述の 2022 年度中間納税申告の免除申請規定に該当する営利事業において、自社で申請する必要がある場合、感染拡大による影響を受けた事業の税負担を軽減するために、中間納税申告期間内に税務当局へ申請を行うよう注意が必要です。
- ・ 上述の規定に該当せず、2022 年度中間納税申告を行う必要がある営利事業において、上半期の実際の所得額に基づいて中間申告することにより納税額を抑えることができる場合、実際所得に基づく中間納税のためには青色申告資格または会計士による税務監査が必要であるため、税務監査手続きを早急に計画する必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意

見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTLの各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎疫情影響， 符合一定條件者， 免辦理 111 年度營利事業所得稅暫繳

財政部今(10)日核釋，營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎(COVID-19)疫情影響，於嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例施行期間內，可免辦理 111 年度營利事業所得稅暫繳申報，彙總重點如下：

■ 適用對象（符合下列情形之一）

- ✓ 經中央目的事業主管機關依紓困條例第9條第3項授權訂定之辦法，提供紓困、補貼、補償、振興相關措施者。
- ✓ 其他因受疫情影響，致短期間內營業收入驟減者。例如：自109年1月起任連續2個月之月平均營業額或任1個月之營業額較108年12月以前6個月或107年以後之任1年同期平均營業額減少達15%，或其他營業收入驟減情形。

■ 申請期間

- ✓ 辦理 111 年度營利事業所得稅暫繳申報期間（曆年制為 111 年 9 月 1 日至 9 月 30 日，特殊會計年度比照推算，如 4 月制即為 111

年 12 月 1 日至 12 月 31 日) 內，檢具 [申請書](#) 及相關證明文件，向所在地國稅局申請免辦理。

■ 免申請對象 (符合下列情形之一)

- ✓ 已依財政部 109 年 7 月 31 日令或 110 年 8 月 6 日令規定免辦理 109 年度或 110 年度營所稅暫繳者。
- ✓ 於辦理 111 年度暫繳申報期間開始前，如因疫情影響已依規定經國稅局核准延期或分期繳納營所稅、營業稅、貨物稅、菸酒稅、特種貨物及勞務稅稅額，或核准退還營業稅溢付稅額者。

勤業眾信觀點

- 營利事業符合上述免辦理 111 年度暫繳申報規定者，如須自行提出申請者，應注意須於暫繳申報期間向國稅局提出申請，以減輕受疫情影響之營利事業繳稅資金壓力。
- 營利事業不符規定仍須辦理 111 年度暫繳申報者，如以試算上半年度所得額暫繳能有效降低納稅金額，則需採用藍色申報書或經會計師查核簽證，應盡早開始規劃試算暫繳查核作業。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為 “Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為 “Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為 “Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 (明示或暗示)，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。